

令和4年(2022年)9月20日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市スポーツ推進審議会
会長 野老 稔

豊中スポーツ魅力発信事業補助金(案)について(答申)

令和4年(2022年)9月20日付、豊活ス第979号で諮問のあった豊中スポーツ魅力発信事業補助金(案)について、本審議会の意見として下記のとおり答申します。

記

豊中スポーツ魅力発信事業補助金(案)について、事務局から提案のあった、目的、内容、金額等について、特に異議はありません。

「豊中スポーツ魅力発信事業補助金」(案) について

- 目的： 少子化や多様なスポーツの普及、ライフスタイルの変化などにより、年々、競技スポーツ人口が減少傾向にあることから、今後の本市の競技スポーツの普及振興を支えるため、次世代の担い手となる若年層を増やし、スポーツで本市の魅力を発信することを目的とする。
- 内容： 体育連盟の加盟団体が既存の補助金事業とは別に、高校生以下の児童、生徒を対象とした事業（大会や教室、講習会など）に対して、事業実施経費の補助を行う。
なお、高校生以下の児童、生徒を対象とした補助を受けていない既存の自主事業（後援事業）も、事業の継続を支援するため、補助の対象とする。
- 補助額等： 1団体につき1事業（上限5万円）とする。
施設の先押えについては、年間調整により1日（屋外の場合は予備日を別途1日）確保する。既存の補助金事業と同様に施設使用料は、半額免除とする。

参考：スポーツ基本法

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。